

議員提出第3号議案

大阪府議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において  
選挙すべき議員の数に関する条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議  
規則第13条の規定により提出します。

平成30年3月23日

大阪府議会議長 大橋 一 功 様

提 出 者

大阪府議会議員	鈴木 憲	花谷 充 愉
	八重樫 善 幸	

賛 成 者

大阪府議会議員	和田 賢 治	笹川 理
	いらはら 勉	杉江 友 介
	西田 薫	橋本 和 昌
	しかた 松 男	豊田 稔
	杉本 太 平	富山 勝 成
	大橋 章 夫	肥後 洋一朗

## 議員提出第3号議案

大阪府議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において  
選挙すべき議員の数に関する条例一部改正の件

大阪府議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

大阪府議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和三十二年大阪府条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数) 第二条 公職選挙法(昭和三十五年法律第百号)第十五条第一項及び第八項の規定により、大阪府議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を次の表のとおり定める。			(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数) 第二条 公職選挙法(昭和三十五年法律第百号)第十五条第一項及び第八項の規定により、大阪府議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を次の表のとおり定める。		
選挙区の名称	選挙区の区域	議員数	選挙区の名称	選挙区の区域	議員数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
堺市堺区	(略)	二	堺市堺区	(略)	一
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
堺市南区	(略)	一	堺市南区	(略)	二
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

## 提 案 理 由

府域の人口動向等の諸般の事情を考慮して、各選挙区において選挙すべき議員の数を変更するため、現行条例の一部を改正しようとするものである。